

## 令和7年度 第3回観音寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会議録

1 日時：令和8年1月19日（月） 午後7時開会～午後8時15分閉会

2 場所：観音寺市役所 201・202 会議室

3 出席者等

出席委員 12名（内1名は途中参加）

久保田 恭生	石川 太郎	三好 兼光	白谷 耕平	瀬戸 浩之
合田 和生	合田 千枝	細川 博三	三谷 光雄	小野 克明
中野 泰良	島田 路也			

欠席委員 2名

秋岡 理己 楠本 香久子

傍聴人 なし

事務局職員出席者

健康福祉部長	井上 力
健康増進課長	横山 順一
税務課課長補佐	大山 鈴代
健康増進課課長補佐	徳永 恵津子
健康増進課健康づくり推進係長	清水 亜希子
健康増進課国保医療係長	高木 啓彰
健康増進課国保医療係員	合田 聖

4 議事

〔1〕開会

○司会

お待たせいたしました。定刻がまいりましたので、ただ今より令和7年度 第3回 観音寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。

まず、会議に先立ちまして本日の委員の定足数について、ご報告申し上げます。

本日は、1名の委員から、都合により欠席の旨の連絡がありました。（また、2名の委員さんが、まだお見えになっていませんが）、委員定数 14名の内、ただ今11名の委員の出席をいただいております。よって、運営に関する協議会規則 第6条の規定による定数に達

しており、本会が成立することをご報告いたします。

## 〔2〕 会長あいさつ

それでは、まずはじめに 協議会の細川会長よりごあいさつを申し上げます。

### ○会長あいさつ

### ○司会

ではこれより、議事に移ります。議事の進行につきましては、協議会規則第7条第1項に「協議会の議長は会長がこれにあたる。」と規定されておりますので、細川会長に議長をお願いいたします。

## 〔3〕 会議録の署名委員の指名

### ○会長

規定によりまして、議長を務めさせていただきます。

まず、本日の議事に入る前に、会議録の署名委員を指名させていただきます。石川太郎委員、合田千枝委員に署名委員をお願いします。よろしくお願いいたします。

## 〔4〕 議事

それでは、議題にはいります。

議題第1号「諮問についての確認」及び議題第2号「財政健全化に向けた取組みについて」を事務局より説明を求めます。

### ○事務局

それでは、議題第1号「諮問についての確認」について説明させていただきます。前回の会議から1ヶ月ほど経ちましたので、諮問の内容について確認させていただきます。

資料1の2ページをお開きください。諮問事項の確認です。読み上げます。

- ・令和7年度の収支不足対策として、県から資金を借り入れて決算をする。
- ・本市の国保税率を、県の標準税率を目標とする。ただし、被保険者への影響を軽減するために、令和8年度は上げ幅を2分の1とする。
- ・令和9年度の国保税率は、令和8年度の状況を見て、上げ幅を検討する見直しを行う。
- ・国保税率は、毎年評価・検証し、必要な見直しを行う。

以上について諮問をさせていただいております。

次に資料の3ページをお願いいたします。

本会議で、国保税率の見直しを行おうとしているところですが、その他の財政健全化対策として、国保税の徴収税率の向上対策を進めてまいります。また、医療費の縮減といたしま

して、保健事業の推進と医療費の適正化につきましてそれぞれ担当から説明させていただきます。

(国保税率の見直し)

まず、4ページの国保税率の見直し案を説明いたします。

国保税率の見直しということで、「本市の国保税率を県の標準税率を目標とする。ただし、被保険者への影響を軽減するために令和8年度は上げ幅を2分の1とする。」とさせていただいております。

資料2をお開きください。子ども子育て支援金についての説明になります。前回の協議会でお示した資料では、県が行った納付金の仮算定を基に作成した資料でした。1月に入り、本算定の結果が県より示されました。本市が子ども子育て支援金として県に払うべき納付金額は、33,127千円となりました。前回の資料では30,859千円でしたので、2,000千円ほどの増額となっております。それに伴い、納付金を賄うために必要な「率」に関しては、所得割率が0.3%、12月の資料では0.27%でした。均等割額については1,150円、12月の資料では1,063円でした。平等割については739円、12月の資料では683円でした。

・子ども子育て支援金についてモデルケースによる比較についての説明も行い、5世帯のモデルケースを納付金本算定結果に基づき試算を行い、現行と比較して説明を行った。

続いて資料3をご覧ください。こちらについても、先月お示したのは納付金仮算定の結果でしたが、今回、本算定の結果に置き換えさせていただいております。「現行と標準税率との差の2分の1とした案」では、所得割につきましては13.7%（仮算定は13.68%）、均等割につきましては50,000円（仮算定は50,620円）、平等割につきましては、36,600円（仮算定は36,929円）でした。

続いて資料3の3ページをご覧ください。市の増収試算の数字となっております。「現行と標準税率との差の2分の1とした案」については、改正後の課税見込額は11億8,014万円となり、収納率の93%を乗じると10億9,700万円で、現行の9億9,498万円と比べると、約1億200万円の増収と見込んでおります。また、国保税と基盤安定繰入金を合わせると1億2,800万円の増額を見込んでおります。

・税率改正についてモデルケースによる比較についての説明も行い、5世帯のモデルケースを納付金本算定結果に基づき試算を行い、現行と比較して説明を行った。

・本算定結果を反映させた場合の改正案、現行税率、県が示す標準税率を県内自治体と比較した。

(国保税徴収率の向上対策)

資料1の5ページの国保税率の徴収率についてですが、本市の令和6年度の実績では国保税現年徴収率は93.03%ですが、今後は3期以上の滞納者に対して預金調査等を積極的に実施し、令和8年度の国保税現年徴収率93.5%を目指していきます。以上です。

(保健事業の推進と医療費の適正化)

資料1の6ページ目をご覧ください。医療給付費の縮減につきましては、国、地方自治体の取り組みと国民一人ひとりの健康維持・増進の取り組みの両面が必要です。具体的には、大きく4点あり、

- 1 香川県の「医療費適正化計画」に準じた「データヘルス計画」の策定及び計画の推進
- 2 医療費等の通知、ジェネリック医薬品の普及促進
- 3 香川県医療費現況調査やKDBシステム、レセプトデータに基づいた医療費分析
- 4 受診行動適正化事業（重複・多剤服薬者、頻回受診者）における訪問指導事業です。

令和6年度から第3期データヘルス計画がスタートし、現在計画遂行中です。重点施策として、生活習慣病重症化予防事業や受診行動適正化事業に取り組み、医師会や薬剤会の先生方のご協力のもと、保健指導や訪問指導を通じて医療費削減を目指しています。

2点目の市民が健康維持・増進できるように取り組んでいる保健事業といたしましては、具体的には、主に、4つの事業

- 1 特定健康診査の受診率向上事業
- 2 健康状態・生活習慣見える化事業（生活習慣病重症化予防事業）  
\*令和7年度新規事業
- 3 がん対策基本法に基づくがん検診受診率向上対策事業
- 4 予防接種の推進

に取り組んでいます。

今年度の新たな取り組みとして、特定健診受診勧奨ハガキに「銭形くんのイラスト」を起用し、受診勧奨及び個別電話勧奨に力を入れ、また「生活習慣・健康状態見える化事業」を開始しました。

特に観音寺市では高血圧性疾患の罹患者が多くデータヘルス計画の中でも高血圧予防を重点施策と位置づけ、より効果的な保健事業を思案してきました。

令和7年度香川県医療費現状調査、医療費分析からも、高血圧症の重複・頻回受診及重複服薬者が多いと分析結果が出ており、まだまだ改善途中でございますが、長期目標を持ち、引き続き、市民の心を動かし、楽しく健康づくりができる保健事業をしかけていけるように努めてまいります。

7ページをご覧ください。令和7年度より新規事業で取り組んできました”生活習慣・健康状態見える化”事業について、途中経過報告をいたします。

8月から12月の間に実施した、健康相談、腎臓サポート相談事業等において、延べ265人の方に対し、1か月の野菜摂取量がわかるベジメータ測定と、尿検査で食塩とカリウムのバランスがわかるナトカリ測定を実施しました。

左上の図は、測定結果の分布になります。縦軸はナトリウムとカリウムのバランスを見たナトカリ比の値で、目標値は4未満、かつ、横軸は、1日の野菜摂取量350gより右側緑から青色のゾーンにいる方が理想的な状態とされています。

その結果をもとに、どのような食生活の状態にあるのかを見える化してみると、毎日の野菜摂取量が350g以上で適切な塩分摂取量つまり塩分が少ない理想的な状況にある方は、27.5%ということがわかります。

いかに、1日の野菜摂取量が350gかつ、ナトカリ比4未満の方を増やしていくかがこれからの課題です。具体的には、野菜摂取量が多いのに塩分量が高い、隠れ塩分が多い方へは具体的な食事の調理方法や調味料の使い方やおやつの時間、おやつの内容を確認したり、塩分摂取量も、野菜も少ない、つまり全体の食事量が少ない方に対しては、いかに野菜摂取量をアップしていくか、食事内容の確認をしていきます。

今までは健康相談や健康教室では、健診結果からの血液データと日々の食生活状況を中心に改善ポイントを参加者と一緒に考えてきましたが、なかなか日々の実践につなげることはむずかしく、楽しく継続していくことが課題でした。

そこで、今回導入した見える測定は、“可視化した数字”で体の状態がわかるところが参加者の心に響き、行動変容につなげることができていると感じています。それは、“自分ゴト”として野菜の摂取量や塩分の量が数字でわかることで、今の生活習慣がベストなのか、少し改善した方がいいのか具体的にイメージしやすく、ご自身でこれを食べるようにする、これを減らしてみると自ら目標を立てて相談から帰られるようになりました。

生活習慣病予防の1番は、毎日の生活・食生活をちょっと改善してみようとご本人の気持ちをいかに動かすことができるかです。

2年前の呉市視察より学んだ、10年かけて市全体で適塩施策に取り組んだ結果、1日の塩分摂取量を2g減らすことができ、循環器病の死因や医療費を減らすことができた、先進地を目標に観音寺市においても、毎日の野菜摂取量が350g以上かつナトカリ比4未満の方を増やすことで、生活習慣病予防につながり、動脈硬化の方も減り、高血圧予防につながる。そして、重篤な脳血管、心疾患といった循環器病罹患者を減らすことが、将来の医療費削減に必ずつながると信じて、しっかり取り組んでいきます。

令和8年度も引き続き、自分が頑張った成果を、定期的に測定することで、変化を実感し、楽しく継続したくなるような仕掛けづくりや、普段の生活の中で、よりよい生活習慣が定着していける方を増やしていけるよう、子どもから高齢者まで年齢や生活に合わせた教材の工夫、フードモデルを用いた具体的な食事指導など、見える化事業を市民に向けて、発信し、普及啓発に力を入れていきます。

(その他)

8ページをご覧ください。その他の取り組みといたしまして、全国保世帯に配布する「国保だより」に健康づくりや各種受診勧奨をテーマとした記事を掲載しております。また、市の広報誌には随時、受診勧奨、栄養や食育、予防接種などの記事を掲載して市民の皆様の健康づくりを推進してまいります。

また、市の食生活改善推進協議会との連携によりまして、栄養の教室やキャンペーンを行っております。

最後に9ページには、税条例改正までのスケジュールを示しております。説明は以上となります。

今回諮問させていただきました国保税率の見直しが一番大きなことですが、国保税徴収率の向上や医療給付費の縮減、保健事業の推進、さまざまなことを織り交ぜながら国保財政の健全化を進めてまいります。この後ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長

それでは「審議」に入りたいと思います。これまでの説明を聞いて、ご質問やご意見を願います。

◀ 質 疑 1 ▶

○委員

KDBシステムとはどのようなものですか。

○事務局

KDBシステムとは、国保データシステムと言って、国民健康保険の被保険者が特定健診を受けられた場合に、まず香川県国保連合会にデータが集約されて、医療費の分析や傾向をデータ化して私たち市町においてくるもので、日々これを参考にしてながらデータ分析して保健事業に活かしております。

○会長

その他ご意見ございませんか。

◀ 質 疑 2 ▶

○委員

「見える化事業」ですが、取り組みは良いと思うので期待したいと思いますが、医療費削減を「見える化」してほしい。先発の、国内だと呉市、海外だとイギリスなどは、国民や市民の塩分摂取量が1g減少するとどれくらい医療費が減少した。というデータが出ている

と思うので、そのようなデータを協議会の場で説明いただくと、「医療費がこれくらい削減できる予定です。」といったことが分かりやすくなると思います。ただ取り組んでいる事業だけ聞いても分かりにくいと思うので、「これくらい医療費が削減できる。」といった数字を出していただけたら分かりやすいと思います。

○会長

その他ございませんか。

≪ 質 疑 3 ≫

○委員

県の標準税率というのは、本市でいうと来年度1億5,000万円程不足するものを、補填するために県が定めているのですか。県の税率の算定方法がどのようなものか教えてほしい。

また、徴収率を0.5%アップということを目標にされていますが、人数で換算すると50人くらいでしょうか。被保険者が約1万人とすると、1%が100人、現在の徴収率が93%ということは、700人の方が納められていない。それで、0.5%ということは50人、50人くらいは集められるのか分かりませんが、未納の方は督促状を出して10日以内に完納しなければ停止というような処置を取ると書いていたような気がしますが、徴収率のアップが見通せるかお伺いしたい。

○事務局

まず、納付金の算定方法について回答させていただきます。国民健康保険制度の財源については、平成30年度から県で広域化されました。財源については、香川県が運営主体となっております。その中で、納付金の算定方法は、県の担当者が、県全体の翌年度の医療費を見込みます。見込んだ医療費について、国から受ける交付金や他の保険者から貰える交付金がありますが、それを差し引いたものを市町から納付金として求めることとなっております。県全体で市町から集める納付金については、各市町の所得水準や被保険者数に応じて自治体毎に決定されているのがおおまかな流れとなっております。

徴収率に関しては、人数ではなくて12月末現在の調定額が10億円程になりますので、1%で1,000万円ということになってくるかと思います。納期限が20日以上過ぎると、まず督促状を発送して、督促手数料を貰うようになってきます。今、短期の保険証は出していないと聞いておりますが、滞納が多い場合ですと全額医療費を払ってもらうという制度が有ります。

滞納のある方につきましては、滞納が悪質な方についてピックアップさせていただいて、一

一般的には病院で治療を3割の負担で受けることができますが、一旦窓口で10割の医療費を負担してもらって特別療養費という制度を実施しています。一旦10割を窓口で払っていただき、市に申請に来れば7割をお返しすることはできます。申請の時に市に来ないといけないので、その際に納付相談や分納相談をしてもらうということで、納付相談の機会を設ける制度として実施しているところです。

○委員

徴収率は金額ベースということですか。

○事務局

そうです。

《 質 疑 4 》

○委員

10億円で93%ということは、7,000万円の滞納があるという事ですね。それで、来年度の目標が500万円ですか。市民の皆様には1億2,000万円の保険料をアップしようとしているが、「市が努力するのは500万円です。」というのは、99%とかでなくても、95%くらい、目標なので可能かどうかは分からないが、それくらいの資料は今日出してほしかった。

また、ソフト事業のほうですが、本当にいくら医療費の減額が可能か目標の数字を出さないと、実施しているといっても、保険料がいくら下げることができるか分からないと思うので、そこはもう少し検討してほしいと思う。

加えて、前回の協議の時に答申するときの話としては、

1. 諮問の内容として県からの示された額の2分の1を国保税として来年皆様に負担をかける。
2. 繰上充用で来年の予算を立てる。
3. 若しくは県からの基金を借りて今年度は決算する。

という3点の話があったと思う。今回、初めから委員の皆様、「2分の1を引き上げるのはどうですか。」という話になっているが、この話は委員の皆様聞いてもらう必要がある。前回の協議会では何も決まっていなかったと思う。委員長は、「次の委員会で皆様の意見を聞いてから決定しませんか。」という話だったと思う。初めから県の試算の2分の1を市民の皆様負担してもらおうという話ではなかったと思いますが。議事録作成した人もそうですが、事務局どうですか。

○事務局

医療費がどれくらい軽減できるか、削減できるかを「見える化」するのはすごく難しいところではございます。何かしらの方法がないかということは考えてまいりたいと思います。

後の質問ですけれども、今回、いきなり諮問のところ、県からお金を借りる、県の示す2分の1の上げ幅が、あたかも決まっているような事になっている。というご意見でございましたが、前回の事務局からの説明の中で、市の考えとしては、

- ・香川県から資金を借り入れること。
- ・国保税を県の示す標準税率を目標とすること。ただし、一度に上げてしまうと国保の被保険者への負担が大きいためから段階的に、2年で考えるということ。一年目は2分の1、2年目は1年目の状況を見て上げ幅を検討していきます。
- ・上げすぎることはしたくない。

ということを説明したつもりでありました。

その内容について、前回は審議をしていただいたというように考えております。ですので、諮問の内容として今年度の決算の方向としては、

- ・県から資金を借り入れて決算をする。
- ・令和8年度の上げ幅は標準税率との差の2分の1とする。
- ・令和9年度はその後の検討

こういった流れを、事務局の考えを適当とみるか、不適当とみるか、ということでご意見をいただけたらということで諮問をしたつもりでございます。以上です。

#### ○委員

それでは、7年度決算は県から国保の基金を借り入れて決算を行う。8年度は県の試算の2分の1の額を引き上げるということで、結果的に7年度8年度でいくらの額が不足する予定ですか。

#### ○事務局

先ほどの質問に対してですが、令和8年度について、標準税率との差の2分の1の税率を引き上げたとしても約6,000万円から7,000万円不足しており、令和8年度は収支不足は賄えないと見込んでおります。それも含めた上で、令和9年度の税率についても見直したいと考えております。

#### ○委員

7年度の決算見込みは既に出ているでしょ。だから7年度と8年度でいくら不足するのか。県から借入れしても、結果的にそれを返さないといけないですよ。7年度と8年度でいくら赤字が出て、来年度1億2千万円国保税で増収しても、まだどれくらい赤字が残るのか。

#### ○事務局

令和7年度につきましては、県からの借入予定が約6,000万円ほどになります。令和8年

度の決算については、標準税率との差の2分の1上げたとしても約7,000万円から8,000万円の収支不足が見込まれております。

○委員

そうすれば、8年度末に1億3,000万円くらいの赤字が累積するとの見込みですか。

○事務局

8年度でいいますと、7,000万円から8,000万円の収支不足となります。

○委員

少しかみ合っていないんですが、7年度の赤字分が6,000万円から7,000万円で見込みですよ。その分は来年度解消できないのだから、合わせると結局1億3,000万円から1億4,000万円の赤字にならないのですか。

○事務局

7年度に関しては、収支不足の面から見ると県から6,000万円借りるので、7年度だけで見ると、借りれば収支はプラスマイナス0、とは考えています。そして、その上で8年度単年度で言うと7,000万円から8,000万円の収支不足になるので、通算するとお見込みのとおり1億3,000万円程の収支不足になるかと思います。

○委員

分かりました。

《 質 疑 5 》

○委員

令和7年度は県から借りるということですが、これは3年間で返済する。仮に8年度も県から借りるとするとそれも3年間で返済ということですか。そうすると、令和7年分と8年分の返済が重なる年が出てきますよね。

それと、国保基金は底をつくということでしたが、これの財源は何でしょうか。

○事務局

資金を借入れた場合は、返済は翌々年度になります。7年度に借入れた場合は9年度から、9、10、11年度で返すことになります。次の年、8年度にも借りますと、10、11、12年度ということになります。そこはおっしゃるとおり重なる年が出てきます。

国保の財政調整基金につきましては、年度間の財源を調整するお金として、家計と同じですが、貯金という位置づけになります。財源につきましては、過去からの決算をしたときの、

剰余金の2分の1以上を基金に積む、貯金に回す、ということがルールとしてございます。不足する場合には、その貯金から引き落として使っていく。このようなことを繰り返していき、年度間の財源を調整する貯金のようなものです。余裕が有りますと、その貯金は現状維持ができたり、若干増えたりという場合もございますが、観音寺市の場合は国保税が安かったため、貯金を取り崩し続けた結果として無くなってしまったということになります。以上です。

○会長

その他ご意見ございませんか。

《 質 疑 6 》

○委員

標準税率の2分の1を上げるということですが、この国民健康保険制度を運営していく中で、加入者の皆さんが安心して医療を受けられることが大事なかなと思っております。負担を強いられるのは、今、話を聞いたところでは、致し方ない面もあるとは思いますが、ただ、加入者の皆様の生活もございますので、できる限り負担は抑えていただけたらと思っております。加入者の皆様にも丁寧な説明はしっかりしていただけたらと思っております。

○会長

その他ご意見ございませんか。

《 質 疑 7 》

○委員

評議会で答申して、市長に出して、3月議会で議会に上程する。それが議会で承認されれば、被保険者に対しての情報、説明はいつになりますか。

○会長

現在の会議は、市長から諮問を受けて答申の内容を市議会で意見をください。と。協議会で決めた内容は、あくまで意見です。今回であれば、事務局の案が「適当」だとか、「適当でないです。」みたいな意見をしようとしています。その意見に対して、市は尊重しつつ市の案を作ります。機関としてはこのような諮問をしました。という事で、意見よりは少し尊重していただかなくてはならないと思っております。

市民への説明は議会での説明ということになりますよね。

○委員

議会の承認を得れば市民への説明はできてることになるのですか。

#### ○事務局

議会で議決をいただいた後でないとい市民の皆様への説明はできないですけれども、議会で決定した後に、市の広報誌を使いまして周知はさせていただきます。個別に説明することは中々難しいと考えています。市のホームページでも紹介しますし、このようなことが議会に上程されたということが新聞報道される場合もございます。そういったことで、一定の周知にはなります。皆様方お一人おひとりにどのくらいの影響になるかということは中々分かるものではございません。お問い合わせいただくことで1件1件のお返事をさせていただくこととなります。また、実際に納付書がご自宅に届くのが7月くらいになります。そのときに全ての世帯が上がり幅を実感する時になると思います。以上です。

#### ○会長

ここで一度整理すると、前回の事務局からの諮問を受けて協議をいたしております。前回の示す標準税率の2分の1まで上げるという案で示された。それに対して、まだ市がやるべきことがあるのでは、という意見がございました。2点有りまして、徴収率をもう少し上げることができるのではないかという意見と、医療費の給付自身を抑制するような施策を示すべきでは無いかという意見です。そのようなことを抜きにして、いきなり値上げはどうかと。

それを踏まえて今回事務局より説明がございました。今までのご意見を整理しますと、徴収税率についてはもう少し上げれるのではないかという意見も出たと思います。徴収率が上がればそれだけ負担が軽くなるので。医療費の給付については、もう少し具体的に数字が分かるものを示さないといけないのではないかというご意見だったかと思います。

その他ご意見ございませんか。

#### ○委員

どちらにしても、市も8年度当初予算を2月の下旬には提案しないとイケない。予算の審議もここで一度報告は有るのですか。毎年してますよね。今日決めた事によって反映されたものが出てくるのでは無いかと考えております。

#### ○会長

諮問の方法もいろいろあるとは思いますが、事務局が示された案に概ね「適当」とか「ダメですよ。」くらいの諮問で市はよろしいですか。具体的に言えば、県の示す2分の1まであげるという事ですね。委員の皆様、順に、それぞれご意見いただくかたちにさせていただいてよろしいですか。

#### ○委員

・現状についてよく理解できたつもりです。税率を上げないといけないのは仕方ないと思いますし、医療費の適正化とか健康づくりの活動についても、もちろんやっていただかないといけないですけど、これらはすぐに結果は出ないものだと思いますので、国保税の徴収率を上げる目標を、もう少し高く持っていただくことが即効性のある施策かなと思います。

・県からの資金の借入れについてと、8年度の上げ幅を、標準税率との差の2分の1として上げるというのも仕方ないことなので、その方向でいくしかないと思います。

・方向的には仕方ないのかなと思っています。ただ、先ほどの質問の中でもありましたが、7年度も6千万円程、8年度も7千万円、それがずっと続いていくのかなと思います。私は2分の1の上げ幅が正しい判断なのかというのは分かりませんが、もう少し上げてでも対応しなくてはいけないのではと感じています。方向的には仕方ないのかなと思っています。

・財源が不足しているのは間違いのない話で、前の会でもお話したとおり、国保の皆様は、自営業の方、年金生活の方という弱い立場の方であって、サラリーマンと違って給料が上がるわけでもないの、できるだけ上げ幅を抑えてほしいというのが私の希望です。それも、市の財政もありますので、先ほどから話しているとお、今後被保険者に負担がかからないような方法でお願いしたらと思います。

・概ね賛成で県からの借入れは利子は付かないですか。(事務局領く。)国保の方々だけではなくて、子ども子育て支援金というのは社保の人も皆さん均等に上がるので、これを増やして薄く広く集めるのも手かな。社保の人は国保の人のために出すのは嫌だけれど、子どものためにすればなんとなく皆さん良いのかなという気がします。医療費かかっている人にナトカリ比をやってみて、高い人は1ヶ月後再度やってあげるとか。せっかく「見える化」しているのであれば、それを利用してアクションに繋がった方が良いのではと思います。

・概ね税率を上げることは賛成します。医療の事業とかA市と観音寺市は同調していると思いますので、A市はこの件についてどうしているのか聞きたかったです。

・私のところは単一健保なので、納付金等は毎年上がっている状況で、3年前に料率上げました。そのときにもいろいろと意見が出ますし、いくら上げた場合にいくら収入が有ってというシュミレーションも、1%毎に出していろいろ議論した上で、料率変更やりました。前回から聞かせてもらって、2分の1の上げ幅に固執するのではなくて、県の借入れも、金利は付かなくても負債として返済するので有れば、毎年ある程度のところで上げていかなないと、運用自体が立ち行かなくなってくる。これが一番大変なことになるので上げることに限っては、仕方ないという認識はしています。もう少し細かくシュミレーションされた上で最終的な金額を提示したほうが納得性は出てくるのかなと感じています。

・先ほどお話しさせていただきましたが、今回の税率を上げることに限っては致し方ない事だと思います。観音寺市が取り組んでいる医療費削減については、今回税率が上がるということもありますので、加入者の皆さんに特定保健指導対象者であったりする場合は、きちんと指導を受けて、すぐに医療費の削減に繋がらないかもしれませんが、ひとつひとつの取り組みが保険料を下げる事に繋がる、ということを皆様に丁寧に説明いただけたらと思います。

ます。

・大方、各委員の皆様には言っておりましたが、一番心配していることは毎年 6,000 万円 7,000 万円累積赤字が増えるということへの危惧です。それを最終的に 3 年間で返済となってもどうしても累積が出てくるから税率とのバランスと保険者の負担を総合的に検討していただきたいと思います。

・この協議会に出てきて財政の状況が厳しいと。一般の被保険者はもっと知らないと思うので、現状どうなっているかもっと PR するべきじゃないかと思います。

・今の保険料が適正かどうかということになってくるかと思います。結論としては、財源としては上げるべきではないかと思います。その上げ率が、市としては、一度に上げると負担も大きいということで 2 分の 1 という落とし所を示したのかなという感じはします。市としても徴収率や口座振替を勧めるとか医療費削減のために取り組んでいることを勧める。できれば、定点で定期的実施してもらえれば保険者の方の意識も高まると思います。県の方も取り組みとして、3 月に A 店で骨密度と野菜摂取量測定といった取り組みをしていますので、それも勧めていただければと思います。

○会長

皆さんありがとうございました。皆さんの意見をみますと、市の意見について概ね皆さん「適当」と。保険料率を上げることについては致し方ないのかなと。できる限り抑えてほしいという意見もありましたが、2 分の 1 で本当に良いのかなという意見も逆にありました。

現状、上げるということについては、本会では「適当だ。」という意見ではないかなと思います。異論が無いようでしたら、市の考えを適当という協議会としての意見をまとめたいと思いますがよろしいでしょうか。

○会長

それでは、答申の文書については、私でまとめさせていただいて作らせていただきます。そして委員の皆様のもと、答申案を一度お送りしまして、そこで可否とご意見をいただくようにしたいです。時間的にはあまりないですね。

○事務局

早いほうが良いのですが、1 月中がうれしいです。

○会長

1 月末くらいまでに返信いただくように、とりまとめしたいと思いますので皆様どうかご協力よろしく願いいたします。諮問については以上で終わります。

○会長

次に、議題第4号議案「その他について」です。何かありましたらお願いします。

全体として何かご意見有りましたらお願いいたします。

・意見なし

〔5〕閉会

○会長

それでは、本日の議題はすべて終了しました。

これもちまして、令和7年度 第3回観音寺市 国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会いたします。長時間にわたりご審議いただき、お疲れさまでした。

今後とも、国民健康保険事業に対し、委員皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。